

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 種畜証明書の交付(畜産課)
- 県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(五件)(〃)
- 土地改良事業の認可(二件)(〃)
- 保安林の指定の解除予定(造林課)
- 都市計画事業の認可(都市計画課)
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第三十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の

種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
平鳥取県第1号	宮鶴	黒毛和種	H. 1. 6. 4	日野郡日野町	糸平茂	みさき1	1級	東伯郡赤碓町鳥取県畜産試験場
平鳥取県第2号	第10茶	黒毛和種	H. 1. 10. 7	東伯郡東伯町	富士森	ささき1	1級	東伯郡赤碓町鳥取県畜産試験場
平鳥取県第3号	裕5	黒毛和種	H. 1. 12. 15	日野郡日南町	富士森	えりやま3	1級	東伯郡赤碓町鳥取県畜産試験場
平鳥取県第4号	第2宮鶴	黒毛和種	H. 2. 2. 8	日野郡日南町	糸平茂	いとまさ2	級外	東伯郡赤碓町鳥取県畜産試験場

鳥取県告示第三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営農村活性化土地利用高度化事業大原干町地区農業用排水、暗きょ排水及び客土を一体としたもの)に係る土地

改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成三年一月二十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岸本町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三十八号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（杉崎）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成三年一月二十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十九号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（杉崎）地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（生山）地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十一号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（紙子谷）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十二号

会見町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）宮前地区農業用排水と暗きょ排水を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業溝口（大坂上）地区農業用排水）を平成三年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業八郷地区農業用排水）を平成三年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十

六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市鍛冶町一丁目三四五七の五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

公共施設用地

鳥取県告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

三 事業施行期間

平成三年一月二十二日から平成七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市生山字松ヶ谷、字捨谷樋、字長谷、字婢護平、字砥石場、字海老谷及び字蝦谷

2 使用の部分 なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年一月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一日時 平成三年一月二十四日(木)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 文化財の指定について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年一月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類					型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機					ストロングZ	株式会社平和
					外輪船	
					ブンブン丸	株式会社ニューギン
					ジュピター	
					サンフラワー	
					サンフラワーE	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】